

事業計画書

2024年12月12日

京都府知事 様
京都府中丹西保健所長 様

事業者

住所 〒620-0856
京都府福知山市土師宮町一丁目17番地
氏名 大栄アメット株式会社
代表取締役 大田 成幸〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

連絡先 0773-20-2020

京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物処理施設設置等の目的	弊社が京都府福知山市川北地区にて運営している第3処理場においては、建設系産業廃棄物を選別し、再生利用可能な物は再生利用事業者へ再生品として売却し、再生利用不可能なものについては、焼却処分及び埋立処分として適正に処理委託を行っております。その第3処理場にて稼働しているトロンメルの老朽化が著しいため、今回処理能力が同程度のトロンメルへと入替を行う計画です。	
計 画 地	京都府福知山市字川北小字キログジ13番11ほか3筆	
産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類	＜選別＞ ①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④金属くず ⑤ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑥がれき類 上記のうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。	
産業廃棄物処理施設等の処理能力、構造及び設備	1,053m ³ /日（131.66m ³ /h、8時間/日） 設備の構造を示す構造図は <u>添付2</u> の通り	
周辺地域の生活環境の保全のための措置	粉じん	<ul style="list-style-type: none">定期的な散水を行い、粉じんの発生を抑制する。定期的な清掃し、粉じんの発生を抑制する。施設の定期的な点検、整備を徹底し、粉じんの発生抑制に努める。施設の処理能力の範囲内で計画的に作業することで、粉じんの発生抑制に努める。処理後物は速やかに搬出し、保管する廃棄物からの粉じんの飛散防止に努める。搬入出路及び場内の運搬車両走行部は舗装する。廃棄物を積載している車両について、荷台へのシート掛けを徹底する。
	排気ガス	<ul style="list-style-type: none">車両の適正走行を周知徹底する。

	騒音	<ul style="list-style-type: none"> 施設の定期的な点検、整備を徹底し、騒音の発生抑制に努める。 施設の処理能力の範囲内で計画的に作業することで、騒音の発生抑制に努める。 車両の適正走行を周知徹底する。
	振動	<ul style="list-style-type: none"> 施設の定期的な点検、整備を徹底し、振動の発生抑制に努める。 施設の処理能力の範囲内で計画的に作業することで、振動の発生抑制に努める。 車両の適正走行を周知徹底する。
	雨水排水	<ul style="list-style-type: none"> 作業場で実施する散水及び雨水排水は、油水分離槽を介して排水する。
	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭を生じる廃棄物の取扱いはない。
	土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> 汚水を生じる廃棄物の取扱いはない。 コンクリート舗装のため、地下浸透はない。
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	<p>搬入時間) 8:00～17:00 までとする。</p> <p>搬入方法) 収集運搬車両 (※) を用いて搬入する。 (※) 2 t ダンプ車、4 t コンテナ車、10 t コンテナ車、10 t ダンプ車、25 t トラック</p> <p>搬入経路) 京都府道74号線 (舞鶴綾部福知山線) を経て事業地に入入する。</p>	
産業廃棄物処理施設等を使用する日時	日曜日は休日とし、営業時間は8:00～17:00 までとする。	
産業廃棄物処理施設設置等が他の法令等の規定に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、当該他の法令等の規定に基づく許認可等の状況	該当なし	
備考		

添付図書

- 産業廃棄物処理施設等の配置図
- 産業廃棄物処理施設等の構造及び処理能力 (最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする図書並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
- 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設等にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 計画地の付近の見取図
- 事業者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 事業者が個人である場合にあっては、住民票の写し
- 計画地の土地の登記事項証明書及び不動産登記法 (平成16年法律第123号) 第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- 事業者が計画地の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面
- 1 から 9 までに掲げるもののほか、知事が必要と認める図書